

## オーストリア，欧州統一特許裁判所協定を批准した旨を公表

2013年8月20日  
JETRO デュッセルドルフ事務所

オーストリア外務省は、8月7日に同国が欧州統一特許裁判所協定を批准した旨を、その翌日に同省のウェブサイトにおいて報じた。なお、この情報は、同協定の批准状況を公表する目的で欧州委員会が運営するウェブサイトや、欧州特許庁、オーストリア特許庁等のウェブサイトにおいては、現時点では公表されていない。

欧州統一特許裁判所は、欧州単一効特許（European Patent with Unitary Effect, 以下「単一特許」）を取り扱う裁判所として新たに創設されるものであり、単一特許のみならず、従来型の欧州特許についても専属管轄を有する<sup>1</sup>こととされている。

単一特許及び欧州統一特許裁判所については、(1)単一特許規則（単一特許保護の創設の領域における強化された協力を実施する2012年12月17日欧州議会及び理事会規則(EU) No 1257/2012）、及び(2)単一特許の翻訳言語規則（「単一特許保護の創設の領域における強化された協力を実施する適用翻訳言語の取決めに関する2012年12月17日理事会規則(EU) No 1260/2012）、及び(3)欧州統一特許裁判所協定のパッケージとして法的枠組み（以下「欧州単一特許パッケージ」という。）が構成されている。欧州単一特許パッケージは欧州統一特許裁判所協定の発効と同時に適用が開始されることとなっており、同協定は、英国、ドイツ、フランスを含む13か国の批准によって発効することとされている。

現在、ポーランド、スペイン、本年7月1日にEUに加盟したばかりのクロアチアを除く25のEU加盟国が欧州統一特許裁判所協定に署名しているが、オーストリア外務省の本プレスリリースによれば、同協定の批准は今般のオーストリアによるものが最初となる。

**Spindelegger** オーストリア副首相兼外相は、同国による本批准に際し、次のようにコメントしている。

「欧州単一特許は、欧州が科学及び研究の現場として機能する上で画期的なものである。2011年の統計によれば、米国では22万4千件、中国では17万2千件の特許が、それぞれ付与されているのに対し、欧州では6万2千件の特許しか付与されていない。これまで、欧州域内市場にアクセスするために多大な費用と努力を要していたが、欧州単一特許パッケージに係る本協定のおかげで、この状況は近い将来好転するであろう。このような背景の下、オーストリアがこの新しいEU特許制度において主導的な役割を担うことを誇りに思う。オーストリアは、昨日（8月7日）ブリュッセルにおいて、EU

---

<sup>1</sup> ただし、移行期間中（7年間を予定）は、従来型の欧州特許については、統一特許裁判所の管轄からの適用除外（opt-out）を申請することができ、この場合は国内裁判所の管轄となる。

加盟国の中で最初に欧州統一特許裁判所協定の批准書を寄託した。」

本年7月26日に欧州特許機構（European Patent Organization）の管理理事会（Administrative Council）の特別委員会（Select Committee）より公表された単一特許の更新手数料の決定等に関する作業スケジュールによれば、早ければ2015年の早い時期に単一特許制度の運用開始が可能となると見込まれている。

— オーストリア外務省によるプレスリリース（ドイツ語）は、以下参照 —

[Spindelegger: „Neues EU-Patent bringt Innovationsschub für die EU“](#)

— 欧州統一特許裁判所協定の批准状況を公表するために欧州委員会が運営するウェブサイトは、以下参照 —

[Unitary patent – ratification progress](#)

— 欧州統一特許裁判所に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —

[EUの24カ国、統一特許裁判所協定に署名（2013年2月19日）（PDF）](#)

[欧州統一特許裁判所準備委員会、手続規則草案を公表（2013年6月25日）（PDF）](#)

[欧州委員会、欧州統一特許裁判所協定の発効に必要なブリュッセル I 規則改正案を公表（2013年8月7日）（PDF）](#)

— 欧州特許機構の単一特許の作業スケジュールに関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —

[欧州特許機構、欧州単一特許に関する作業スケジュールを公表（2013年8月6日）（PDF）](#)

(以上)